

## 平成29年度 第23回庁議要旨

日時：平成30年3月5日（月）  
午前9時～午前9時45分  
会場：庁議室

### [審議事項]

#### 1 庁議日程、位置付け及び付議すべき事項の取扱いの見直しについて（復興政策部）

現在、庁議は第1・第3月曜日、庁議幹事会は庁議との間に勤務日の中1日確保し開催しているが、現行の日程では市長協議時間の確保や、庁議幹事会において内容等に修正が生じた場合に、調整時間の確保が難しい状況にある。

また、庁議の位置付けについて、市の意思決定機関や市長の意思決定を補完する機関とするなど、捉え方に相違が生じている。

さらに、現在の付議事項の取扱いでは、既に方針決定をしている案件を審議事項として取扱う状況である。

庁議をより円滑に運営するため、庁議日程、位置付け及び付議すべき事項の取扱いを見直すもの。

##### (1) 主な内容

###### ① 庁議日程の変更

市長協議等の時間を十分に確保できるようにするため、庁議の日程を月曜日から火曜日へ変更し、庁議と庁議幹事会の間に勤務日の中2日確保する。

###### ② 庁議の位置付けの見直し

庁議の設置目的に「市長の意思決定を補完するため」を追加する。

###### ③ 付議すべき事項の取扱いの見直し

総合計画・震災復興基本計画の実施計画裁定済み及び予算裁定済みの案件については、報告事項として取扱う。

##### (2) 今後の予定

平成30年3月 石巻市庁議規程の一部改正（平成30年4月1日施行予定）

#### 2 「復興『ありがとう』ホストタウン」登録申請について（復興政策部）

「復興『ありがとう』ホストタウン」は、「復興五輪」と称される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において、大会の機運醸成を推進するとともに、これまで支援していただいた海外の国・地域・団体の方々に震災での支援のお礼とそれに併せて、その相手との今後の交流を進めるきっかけづくりとして政府が創設した。

震災当時からこれまで支援してくれたチュニジア共和国へのお礼と今後の交流を推進するため、チュニジア共和国を指名し、「復興『ありがとう』ホストタウン」の登録申請を行うもの。

(1) 主な内容

チュニジア共和国を指名し、登録申請を行うもの。

① 申請要件

- ・被災3県の自治体（岩手県、宮城県、福島県）
- ・これまで支援をしてくれた海外の国・地域・団体

② 石巻市民等と交流する人物

- ・被災時等に人的・物的・財政的支援をいただいたチュニジア共和国のオリンピック・パラリンピック関係者との交流
- ・大会競技終了後等に選手、コーチ及び監督等、大会関係者を招致して交流
- ・日本人オリンピック・パラリンピアン（OB・OG含む）との交流

※チュニジア共和国からの支援実績

- ・炊き出し（チュニジア料理約500食提供）
- ・ウェットティッシュ、缶詰、食料品等の物的支援
- ・チャリティコンサートによる収益金1,280,787円の寄附
- ・義援金300,000円の寄附

(2) 今後の予定

平成30年3月 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局に応募調書を作成の上、登録申請書及び交流計画書を提出  
4月以降 登録自治体の公表

[報告事項]

1 復興推進計画（法第17条「応急仮設建築物活用事業」関係）の変更認定について

（復興政策部、建設部）

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、応急仮設建築物として建設された行政庁舎や工場、校舎等の存続期間は、建築基準法の規定により最長2年3か月とされているが、復興推進計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、存続期間の延長を図っている。

今後、1年以内に期限を迎える応急仮設建築物について、存続期間の延長をすることで、復興事業の促進を図るもの。

(1) 主な内容

本市の応急仮設建築物のうち、行政庁舎等の6施設について、必要な建築物を再建するまでの間、存続期間を延長した。

NO.	施設名称	変更後	変更前
1	荻浜支所	H27. 1. 7 ～H31. 3. 31	H27. 1. 7 ～H30. 6. 30
2	石巻市立病院開成仮診療所	H26. 3. 23～H32. 3. 31	H26. 3. 23～H30. 3. 31
3	寺田倉庫株式会社作業員宿舎	H26. 2. 15～H32. 3. 31	H26. 2. 15～H30. 3. 31
4	若生工業株式会社作業員寄宿舍	H27. 2. 22～H32. 3. 31	H27. 2. 22～H30. 2. 21
5	雄勝総合支所	H27. 6. 4 ～H33. 3. 31	H27. 6. 4 ～H30. 6. 3
6	株式会社森本組淀川護岸作業所寄宿舍	H28. 4. 10～H32. 3. 31	H28. 4. 10～H30. 3. 31

## 2 町内会等が行う側溝清掃活動への支援について（生活環境部）

地域における快適な生活環境の保全と清潔なまちづくりを推進するため、町内会等が自主活動として行う側溝清掃に対し、「石巻市側溝清掃助成金交付要綱」の規定により、市は消耗品（土のう袋）の助成と清掃後の汚泥収集運搬処分など、側面的な支援を行っている。

しかし、近年は側溝清掃活動参加者の高齢化もあり、参加者の減少や作業の危険性が危惧され、地域における自主活動としての側溝清掃を維持することが難しくなっている状況にあり、町内会等から新たな支援を求められている。

町内会等が行う側溝清掃に対して報奨金を支給し、地域における自主活動としての側溝清掃活動維持の一助とするもの。

### (1) 主な内容

#### 【石巻市側溝清掃報奨金交付要綱の制定】

要綱の主な内容

- ① 交付対象者 市内の町内会等
- ② 交付対象事業 交付対象者が実施する側溝清掃
- ③ 報奨金の額 側溝清掃1回当たり5,000円  
対象団体ごとに1年度で1万円を限度

### (2) 今後の予定

平成30年3月 石巻市側溝清掃報奨金交付要綱を制定（平成30年4月1日施行予定）

## 3 石巻市中小企業融資あっせん制度に係る経営者保証の取扱いについて（産業部）

平成29年6月14日に「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」が公布、平成30年4月1日から施行されることに伴い、新しい信用保証制度の運用開始となることから、中小企業庁及び宮城県、宮城県信用保証協会より「信用保証付きの制度融資に係る経営者保証の扱い」に関する取扱変更に対応するよう要請があった。

本市においても経営者保証に対して柔軟な対応をとるため、石巻市中小企業融資あっせん制度に係る経営者保証の取扱いを改正するもの。

### (1) 主な内容

#### ① 変更内容について

	中小企業融資（一般枠・災害関連枠）	
	法人	個人事業主
変更前	連帯保証人要	連帯保証人不要
変更後	一定の条件で 連帯保証人不要	連帯保証人不要

② 連帯保証人不要が認められる条件について

以下のいずれかに該当する場合、連帯保証人不要の扱いとなる。なお、該当するか否かの個別審査については取扱金融機関及び宮城県信用保証協会による審査を実施する。

ア 融資申込者の担保状況について、十分な保全が図られている場合

イ 融資申込者に対し、取扱金融機関が連帯保証人を要さない独自融資を既に実施している場合

(2) 今後の予定

平成30年3月 石巻市中小企業融資あっせん要綱の一部改正

(平成30年4月1日施行予定)

4 石巻市中心市街地活性化基本計画掲載事業の一部変更及び追加について（産業部）

平成22年3月に策定した「石巻市中心市街地活性化基本計画」について、東日本大震災の影響により、本計画で定める中心市街地活性化の基本方針と目標を達成するための多くの事業が実施困難となり、また、中心市街地を取り巻く環境が大幅に変化したことから、本計画の見直しを行い、平成27年1月22日付けで新たに第2期計画（事業期間：～平成32年3月）を策定した。

その後、本計画掲載事業の内容や進捗状況に変更が生じたことにより、2回の変更認定を受けたところである。

前回の変更認定を受けてから1年が経過し、本計画に掲げている中心市街地活性化に関する事業について、新たな事業の追加や進捗状況の変更が生じたため、必要な変更を行うもの。

(1) 主な内容

<変更内容>

- ① 事業計画の新規追加：2事業
- ② 事業実施期間の変更：5事業
- ③ 支援措置の変更：4事業
- ④ その他の理由による記載の修正：5事業
- ⑤ 関連する会議等の開催情報の更新
- ⑥ 上記に伴うその他必要な記載の修正

※計画の基本的な事項（計画期間、コンセプト、基本方針、目標指標等）に関する変更は無い。

(2) 今後の予定

平成30年3月下旬 内閣総理大臣による変更認定予定

[その他]

特になし

以 上